

契 約 書

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が広島市防災行政無線通信機器として別途調達するスマートフォン端末（以下「IP 無線機」という。）で使用する通信回線の提供に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、本契約書に基づき、甲がIP 無線機で使用する通信回線（以下「通信回線」という。）を提供し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（通信回線の仕様）

第2条 当該通信回線は、日本国内で利用可能な携帯電話網（LTE（Long Term Evolution）、4G、5G 等）の通信システムであること。

2 当該通信回線は、IP 無線機の1 端末当たり、別々の2 事業者の携帯電話網回線をそれぞれ独立したSIM カードで提供されるものであること。

3 当該通信回線は、それぞれの事業者回線において、人口カバー率99.9%以上であること。

4 当該通信回線を提供している設備は、提供事業者設備内において本契約にて提供する通信回線とその他通信回線とで設備を分けた独立したものとすることとし、有事の際にその他サービス利用者と混雑されない仕組みとなっていること。

5 当該通信回線を提供するネットワーク設備については、大規模災害や通信障害等に備え、ネットワーク機器が多重化され、かつ、ネットワーク機器が同時被災しない地域にそれぞれ設置されたものであること。

6 当該通信回線数の一部は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則、事業用電気通信設備規則に準じた災害時有線電話を一定回線提供すること。尚、単一キャリア回線ではなく2 キャリアの回線を組合せて提供するものとするものとし、詳細にあっては契約後に甲乙協議の上、決定するものとする。

7 当該通信回線は、音声通話（緊急通報を含む。）、データ通信によるインターネット接続、テザリング機能が利用できること。

（利用プラン）

第3条 一月のデータ通信量は全端末でシェア可能なこと。

2 前項におけるシェアは、2 事業者間のSIM カードにおいて実現可能なこと。

3 SIM カードは本契約締結後、甲乙協議の上、物理SIM カード・eSIM の選択が可能なこと。

4 月間の通信量を1つのオンライン画面から確認可能なこと。

（利用端末）

第4条 通信回線は、甲がIP 無線機で利用するものとし、日本国内において広く一般に流通する汎用端末に対応すること。

（契約期間）

第5条 契約期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）。

（利用期間）

第6条 利用期間は、令和7年10月1日から令和13年3月31日までとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第7条 本契約を締結した翌年度以降において、本契約の契約金額の支払いに係る甲の歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。

2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除とする。

(契約金額)

第9条 契約金額は、次のとおりとする。

区分	単価	数量	金額	備考
初期費用	〇〇〇〇円	573 式	〇〇〇〇〇〇円	回線提供数：合計 1,146 回線
月額費用	〇〇〇〇円	573 G B	〇〇〇〇〇円	

2 前項のほか、音声利用料及びデータ通信超過料金は、次のとおり定める従量課金を上限として、支払うものとする。

区分	従量単価	備考
音声利用料	10 円	国内通話 30 秒当たりの単価
データ通信料	200 円	1GB 当たりの単価

(検査)

第10条 乙は、甲が指定する期日及び場所に SIM カードを納品し、甲が使用できる状態に調整を完了し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査に合格したときをもって、乙から SIM カードの引渡しを受けたものとみなす。

3 甲は、第1項の検査において、SIM カードの種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときは、乙に直ちに通知して、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 前項の規定により履行の追完が行われたときは、第1項及び第2項の規定を準用する。

(初期費用の支払及び遅延利息)

第11条 乙は、前条の検査に合格したときは、第9条第1項に定める初期費用に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を月額費用の初回請求と同日に甲へ請求するものとする。

2 甲は、乙の発行する請求書により、乙の指定する期日及び金融機関に前項の初期費用を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定した期日までに初期費用を支払わない場合においては、乙は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(月額費用等の支払及び遅延利息)

第12条 乙は、第9条第1項に定める月額費用及び同条第2項に定める従量課金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「月額費用等」という。）を1か月毎に甲へ請求するものとする（当該

金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)

2 甲は、乙の発行する請求書により、乙の指定する期日及び金融機関等に前項の月額費用等を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定した期日までに月額費用等を支払わない場合においては、乙は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力により通信回線を提供する見込みがないと認めたとき。

(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、年額費用(1年間の月額予定総額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(契約解除後の処理)

第15条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 甲は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月に通信回線の提供を受けているときは、契約を解除しなかったものとした場合の同月の料金を、同月の契約解除した日までの日数を同月の日数で除した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。

(責任の制限)

第 16 条 乙は、いかなる場合にも次の損害について責任を負わないものとする。

(1) 甲が、自己の義務の履行を怠ったために生じた損害

(2) 天災地変等不可抗力による損害

(3) 甲又は第三者の責めに帰すべき理由により生じた甲及び第三者の逸失利益

2 前項以外の場合について、乙の責めに帰すべき理由により、通信回線の利用ができなかった場合は、通信回線が全く利用できない状態にあることを甲及び乙が確認した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した時に限り、甲の損害を賠償するものとする。

3 前項の場合において、乙は通信回線が全く利用できない状態にあることを甲と乙との双方が確認した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る。）について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って甲に対して賠償するものとする。

4 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、前条第 2 項に準じて取り扱うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 17 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等をいう。第 4 項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、通信回線の提供に支障が生じるおそれがある場合は、甲と通信回線の提供に関する協議を行わなければならない。

4 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 乙は、前項の被害により通信回線の提供に支障が生じるおそれがある場合は、甲と通信回線の提供に関する協議を行うものとする。

(保守・障害対応)

第 18 条 甲からの各種問い合わせや申請の受付、不具合や障害の際の連絡などの問い合わせ窓口を設置し、電話、メール、Web 等により対応すること。なお、障害に関する問い合わせや SIM カードの紛失や盗難等による一時的な利用中断又は再開の申請については、24 時間 365 日対応すること。

2 障害発生等の異常検知など、通信回線のネットワークの状態を 24 時間 365 日で監視及び運用すること。

3 障害発生時においては、速やかに復旧を図ること。

(守秘義務)

第 19 条 甲及び乙は、本契約の内容及び締結に際して知り得た情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、この契約の解除後又は終了後においても、前項の守秘義務を順守するものとする。

(契約の改定)

第 20 条 甲又は乙が、本契約事項について改定を必要とする場合は、甲と乙とが協議の上、改定することができるものとする。

(その他)

第 21 条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、甲と乙とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙